

特定保健用食品

食品機能を有する食品の成分全般を広く関与成分の対象として、ある一定の科学的根拠を有することが認められたものについて、消費者庁長官（平成 21 年 8 月末までは厚生労働大臣）の許可を得て特定の保健の用途に適する旨を表示した食品。

現行では、特定保健用食品（疾病リスク低減表示・規格基準型を含む）と条件付き特定保健用食品があり、有効性および安全性について、基本的に消費者庁および食品安全委員会の審査を経ることとされている。

特定保健用食品制度について

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

特定保健用食品及び条件付き特定保健用食品には、許可マークが付されています。

特定保健用食品の区分

《特定保健用食品》

健康増進法第 26 条第 1 項の許可又は同法第 29 条第 1 項の承認を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品

《特定保健用食品（疾病リスク低減表示）》

関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品

《特定保健用食品（規格基準型）》

特定保健用食品としての許可実績が十分であるなど科学的根拠が蓄積されている関与成分について規格基準を定め、消費者委員会の個別審査なく、事務局において規格基準に適合するか否かの審査を行い許可する特定保健用食品

《条件付特定保健用食品》

特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が承認される食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として、許可対象と認める。

許可表示：「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性がある食品です。」

特定保健用食品許可（承認）品目の一覧や、申請に関する通知、表示に関する Q&A 等のさらなる詳細は消費者庁のホームページ「健康や栄養に関する表示の制度について」をご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m01>